



小栗キャップの News Letter

2013年6月13日(木)

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

補助金を活用しテークオフ！

補助金公募が始まっている

新年度の予算が国会を通過して、補助金の公募が始まり、補正予算の補助金はすでに公募を締め切ったものがあります。ものづくり関連の補助金、創業関連補助金や商店街活性化関連などの補助金は、予算額が大きく2次や3次公募があります。公示を常にチェックする必要があります。

事業が政策目的と合っていれば申請

事業の方向性と合致している補助金は申請されることがお薦めです。資金が欲しいからといって、事業を曲げてしまえば補助金を得ても事業がうまく行きません。

申請書をうまく書けば採択されると思いますが、書き方で落とされることはまずありません。

政策目的に沿った事業に補助金をつけ、当局は事業を支援して政策目的を実現したいので、事業と政策目的が合っていることがポイントです。資金が要るので申請しても、補助金が出てくるわけではありません。

補助金の対象費目を絞れば楽になる

事業終了後、期日内に報告書・支払証憑などを提出し審査をパスした後、補助金を受け取ることができます。この手続きは大

変なので、申請をしない企業があります。楽に申請するには、申請する費目の数を減らすことです。補助対象となる経費を金額が張るものだけにして、消耗品費等の細かなものは補助対象でも申請しなければ簡単になります。人件費や交通費も補助対象ですが、日報など記録となる書類が要ります。人件費に補助金を充てたいのであれば、それなりの支出管理を日ごろから行っていないとなりません。

補助金と助成金の違い

補助金も助成金も、国や地方公共団体等から支給され、原則返済する義務のないお金のことです。財源は公的な資金から出されるので、誰でももらえるわけではなく、申請や審査が必要になり、一定の資格が必要な場合もあります。

「助成金」と呼ばれるものは要件を満たせば受給できる可能性が高いです。「補助金」は採択件数や予算額が決まっているものが多く、申請したからといって必ずしも受給できるわけではありません。この違いを頭に入れて申請したらよいと思います。



補助金・助成金で
テークオフ